

関税評価、分類、原産地に関する事前教示制度の申請手続き関連情報

	関税評価	関税分類	原産地
施行日	2015年3月4日		
税関通達	No.38/2558	No.39/2558	No.40/2558
管轄機関(申請窓口)	関税基準手続き・評価部 (Customs Standard Procedures and Valuation Bureau)	関税率規定部 (Customs Tariff Bureau)	関税率規定部・原産地規則課 (Rules of Origin Division, Customs Tariff Bureau)
申請フォーム	<a href="http://www.customscarecenter.com/index.php?lay=show&amp;ac=article&amp;Ntype=7">http://www.customscarecenter.com/index.php?lay=show&amp;ac=article&amp;Ntype=7</a> (※タイ語のみ、上述の通達番号別に申請フォームを格納)		
必要書類など	取引価格を証明する根拠資料(販売契約書、ライセンス契約書、インボイス、価格見積書、発注書、信用状など)	発注書、販売契約書、インボイス、信用状、価格見積書など 製品名、商標、ブランド、モデルなどの情報、製品の特性、材料構成、製造工程・手法、製品用途、包装材、製品サンプル/写真/カタログなど、分析結果 同一/類似製品を過去に輸入した際の関税分類	・発注書、販売契約書、インボイス、信用状、価格見積書など、もしくは将来的な当該製品輸入を示す書類 ・製品名、商標、ブランド、モデルなどの情報 ・輸入品のFOB価格および関税分類 ・輸入品の輸出国における製造工程 ・当該製品の製造に使用された部材リストおよび使用量、それらの関税分類およびCIF価格 ・サンプル/写真/カタログなど ・輸出国で、輸入部材に利用された原産地証明書(タイで累積規定を活用する場合) 同一/類似製品を輸入したことがある場合、その情報
回答期限	申請書および必要書類の提出および申請費用支払い完了時点から30日以内	申請書および必要書類の提出および申請費用支払い完了時点から30日以内、取引関連情報の提出がない場合60日以内 ※輸入通関日の30営業日以上前に関連書類の提出が必要	申請書および必要書類の提出および申請費用支払い完了時点から30日以内
結果の有効期限	2年間(当該輸入品が同一品目であり申請した内容に変更がない場合に限る)		
回答結果が無効となる場合	申請者の提供した情報が不十分である場合、誤りがある場合、回答内容に関する関税法の改正があった場合、回答結果の修正が必要となる新たな情報提示があった場合	申請者の提供した情報が不十分である場合、誤りがある場合、回答内容に関する関税法の改正があった場合、回答した関税分類の修正が必要となる新たな情報提示があった場合	申請者の提供した情報が不十分である場合、誤りがある場合、原産地規則・基準の改正があった場合、関税分類が申請内と異なることが判明した場合、回答結果が必要となる新たな情報提示があった場合
再審査(見直し)申請	事前回答書の受け取りから15日以内	事前回答書の受け取りから15日以内(製品情報・仕様などに変更がない場合に限る)	事前回答書の受け取りから15日以内(製品情報・仕様などに変更がない場合に限る)
再審査期限	再審査申請の登録から30日以内		
サービス料金	未定(最終決定待ち)	未定(最終決定待ち)	未定(最終決定待ち)

(出所)タイ関税局通達および同局へのヒアリングを基に作成